

区を被告とする訴訟の提起について

1 事件名

損害賠償請求事件

2 当事者

原告 中野区民

被告 中野区

3 訴訟の経過

令和3年(2021年)2月25日 東京地方裁判所に訴えの提起

4月22日 訴状送達

4 事案の概要

本件は、原告が、中野区長名で中野区文化財保護審議会の傍聴ができない旨の処分その他公権力の行使(以下「原処分」という。)を受けたため、公開を求めて中野区長に審査請求書(以下「本件審査請求書」という。)で審査請求(以下「本件審査請求」という。)をした後、中野区長が本件審査請求書を中野区教育委員会に送付し、中野区教育委員会が本件審査請求に係る裁決(以下「本件裁決」という。)をしたところ、審査請求の手續等に違法性があり、国民の知る権利の侵害を受けた原告の精神的苦痛は極めて大きいと主張し、被告に対し、160万円の損害賠償金の支払を求めるものである。

5 請求の趣旨及び原因

(1) 請求の趣旨

ア 被告は原告に対し、金160万円を支払え。

イ 訴訟費用は被告の負担とする。

との判決を求める。

(2) 原告が主張する請求の原因の要旨

ア 原告は、旧中野刑務所正門の保存・公開方法を審議する中野区文化財保護審議会が開催されることを知り、その傍聴を希望して中野区区民部文化・国際交流課に問合せをしたが傍聴は不可である旨を告げられ、中野区教育委員会事務局にもメールで問合せをしたところ、最終的に中野区長の名で「中野区文化財保護審議会は非公開であり傍聴できない。」との原処分を受けたため、公開を求めて中野区長に本件審査請求をした。その後、審査庁及び処分庁を中野区

長とする審査請求の進んだが、本件審査請求をして約4月が過ぎた令和2年7月10日、中野区長が本件審査請求書の中野区教育委員会に送付した旨の文書、中野区教育委員会が作成した弁明書に対する反論書の提出を促す旨の文書等が郵送で届き、令和3年1月27日付けで中野区教育委員会は本件裁決をした。

イ 本件審査請求がなされてからアの反論書の提出期限までの間に、中野区文化財保護審議会のうち原告が傍聴を希望していた旧中野刑務所正門の保存・公開の方法を審議する会合が開催済みとなってしまう機会を逸した。審査請求の手続の違法性と、文化財の保護に関する事務の違法性と、国民の知る権利（憲法第21条）の侵害を受けた原告の精神的苦痛は極めて大きく、これらを金銭に評価すると金160万円を下ることはない。

ウ よって、原告は、被告に対し国家賠償法第1条第1項に基づき金160万円の損害賠償を求める。